

甲府市子ども屋内運動遊び場自動販売機設置に係る仕様書

1 自動販売機の規格等

(1) 規格

- ① 貸付面積は、2.20 m²（幅 2.2m×奥行 1.0m）とすること。
- ② 貸付面積内に自動販売機及び使用済容器回収ボックス置き場が収まるようにすること。
- ③ 自動販売機の寸法上限は、幅 1.42m×奥行 1.0m×高さ 2.0mとすること。
使用済容器回収ボックス置き場の寸法上限は、幅 0.78m×奥行 1.0mとすること。
- ④ 自動販売機の寸法上限内に、自動販売機本体のほか、転倒防止器具、放熱余地、電気子メーター設置部分の全てが収まるようにすること。
ただし、電気子メーターを自動販売機上部に設置する場合、天井までの間で設置可能な高さがあり、他に支障が生じないと甲府市が認めた場合に限り、電気子メーターを含む高さが自動販売機の寸法上限を超えても差し支えないものとする。

(2) デザイン等

自動販売機のデザイン及び外観色は、甲府市子ども屋内運動遊び場の内装や乳幼児、小学生及び保護者という利用対象者に配慮したものとする。

(3) 環境対策

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（省エネ法）及び「自動販売機設置自主ガイドライン」（日本自動販売協会）を遵守し、部分冷却保温機能、ヒートポンプ機能、ノンフロン対応といった消費電力量の低減や環境対策機能を備えた機種とすること。

(4) その他

- ① 設置場所において、アンカーボルトは施工できないことから、転倒防止のための適切な安全対策を講じること。
- ② 設置場所には、給水施設が整備されていないため、給水が必要な自動販売機を設置する場合にはカートリッジ式給水タンクを使用した機種とすること。
- ③ 新紙幣や新硬貨が発行される場合には、対応すること。

2 販売品目等

- (1) 販売品目は酒類を除き、乳幼児、小学生及び保護者という利用対象者を考慮した飲料とし、商品の具体的な構成については、甲府市と協議すること。
- (2) 原則、缶、ペットボトル、紙パックの容器とし、その他の容器については、甲府市と協議すること。
- (3) 販売価格は、標準販売価格（メーカー希望小売価格）以下とすること。

3 自動販売機の設置・管理・運営

(1) 貸付期間

令和3年8月1日から令和6年3月31日まで

(2) 安全対策

自動販売機の設置における安全を確保するため、以下のとおり安全対策を講じること。

- ① 転倒防止のため「自動販売機の据付基準」(JIS規格)及び「自動販売機の屋内据付基準」(業界自主基準)を遵守し、できる限り建物の躯体に負担が掛からない方法で耐震対策(転倒防止策)を施すなど、安全に設置すること。
なお、設置、撤去及び原状回復に要する一切の経費は、設置事業者の負担とする。
- ② 販売商品の安全性確保のため「食品添加物等の規格基準」(食品衛生法)、「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」(業界自主基準)等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすこと。
- ③ 防犯対策のため、硬貨選別装置・紙幣識別装置のプログラム改変により偽造通貨や偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすこと。また、「自販機堅牢化基準」(日本自動販売システム機械工業会)を遵守し、防犯対策を講じた機種とすること。

(3) 電気子メーター

設置事業者は、自動販売機に使用電力計測用の電気子メーター(計量法に基づく検定又は基準適合検査に合格したもので、有効期限内のもの)を設置し、自動販売機に伴う電気料金を負担すること。なお、電気子メーターの設置、撤去及び原状回復に要する一切の経費は、設置事業者の負担とする。

(4) 商品補充・変更・消費期限の確認

設置事業者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認を行うこと。なお、販売物品を起因とする事故等の発生に対しては、設置事業者の責任において誠実に対応すること。

(5) 売上金の回収及びつり銭の補充

設置事業者は、売上金の回収及びつり銭の補充を行うこと。

(6) 使用済み容器の回収

設置事業者は、使用済み容器の回収について以下の点に留意し、自動販売機周辺の美化に努めること。

- ① 原則として自動販売機設置1台につき最低1基の割合で、使用済み容器回収ボックスを設置すること。なお、設置に要する一切の経費は、設置事業者の負担とする。
- ② 使用済み容器回収ボックスの素材は、樹脂製又は金属製とし、容器の回収頻度や回収量を考慮し、使用済み容器の溢れ、周囲に散乱することのないよう、十分な収容容積を確保すること。
- ③ 使用済み容器は、随時回収すること。なお、使用済み容器の回収に要する一切の経費は、設置事業者の負担とする。
- ④ 設置事業者の責任において、臭気等で不衛生な状態とならないよう細心の注意を払い、臭気等の発生に対しては、設置事業者の責任において誠実に対応すること。
- ⑤ 使用済み容器の処理は、容器包装リサイクル法(平成7年法律第112号)などの関係法令に基づき、適切に行うこと。なお、使用済み容器の処理に要する一切の経費は、設置事業者の負担とする。
- ⑥ 使用済み容器回収ボックスの外観色は、設置場所の景観に配慮したものとすること。

(7) 問い合わせ・苦情の対応

自動販売機の利用者からの問い合わせ及び苦情については、全て設置事業者の責任に

において、誠実に対応すること。

(8) 事故・故障時の対応

- ① 設置事業者は、自動販売機に事故・故障発生時の緊急連絡先を明示すること。
- ② 設置事業者の責に帰する理由により発生した事故や故障については、設置事業者の責任において処理するものとし、事故・故障の原因及び内容について速やかに報告すること。

(9) 売上本数の報告

設置事業者は、自動販売機の毎月の売上本数及び売上額をまとめ、当該年度分を翌年5月末までに甲府市に報告すること。

(10) その他

- ① 自動販売機の商品補充、売上金の回収及びつり銭の補充等の作業実施に伴う施設への一時的な駐車については、甲府市と別途協議すること。
- ② 甲府市子ども屋内運動遊び場内の設備点検や緊急事態等により、自動販売機を移動する必要がある場合には、協力すること。

4 費用負担

(1) 電気料金

- ① 自動販売機にかかる電気料金は、貸付料とは別に、甲府市が年1回発行する納入通知書により、設置事業者が納入期限までに納付するものとする。
- ② 設置事業者は、年1回、3月末日に自らが設置した電気子メーターにより、検針を実施し、電気使用量の分かる写真を付けて甲府市に報告するものとする。
- ③ 電気料金は、設置事業者からの報告に基づき、電気子メーターの表示から算出した自動販売機の電気使用量に、貸付場所を包含する施設全体の電気使用量の単価（自動販売機設置期間における施設全体の電気料金を施設全体の電気使用量で除した値）を乗じた額とする。

(2) 自動販売機の設置、撤去等に係る費用

自動販売機の設置、撤去及び原状回復に要する一切の経費は、設置事業者の負担とする。

5 貸付料

(1) 貸付期間における貸付料総額は、次により算出した額とする。

貸付料総額 = 入札金額（貸付料月額 × 32 か月） × 1.10（消費税）

※設置事業者として決定した者の入札金額に100分の10に相当する額（消費税相当分）を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって貸付料総額とする。

(2) 消費税相当分については、貸付期間中に消費税率の改定があった場合は、改定後の消費税率により算定した額とする。

(3) 設置事業者は、甲府市が年1回発行する納入通知書により、貸付料を納入期限までに納付するものとする。

6 使用上の注意

貸付決定から貸付期間満了までの間は、以下の事項について遵守すること。

- (1) 契約の条件を遵守し、貸付料を確実に納付すること。
- (2) 物件への建物の建築や工作物の設置を行わないこと。
- (3) 物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為を行わないこと。
- (4) 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定しないこと。

7 原状回復

設置事業者は、貸付期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復し、甲府市の確認を受けること。なお、原状回復に要する費用は設置事業者の負担とし、設置事業者は一切の補償を甲府市に対し求めることが出来ない。

8 自動販売機設置位置

